

新潟県立新潟江南高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1 組織的な対応に向けて

(1)いじめ対策委員会

- 学校におけるいじめの未然防止・早期発見及びいじめへの対処に努める。
- 毎週1回定例開催、いじめ事案の発生時に開催
- 委員：校長、教頭、いじめ対策推進教員
生徒指導主事、保健主事、該当学年主任・担任、スクールカウンセラー

<具体的な役割>

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施
- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCA サイクル）
- いじめの相談・通報窓口の周知
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催
- 関係のある生徒への指導や支援、対応
- 保護者との連携
- 外部の関係機関との連携

(2)校内研修

- 教職員の資質能力向上を図る、いじめに関する全教職員対象の校内研修会を実施する。
- いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導體制

いじめ対策委員会は、いじめの問題への取組についての年間計画を作成する。

(2) いじめの起こらない学校づくり

① 学習指導の充実

キャリア教育の視点から「基礎的・汎用的能力」を身に付け、「自己有用感」「自己肯定感」を高め、一人ひとりが意欲的に取り組む授業づくりに努める。

② 道徳教育の充実

人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、道徳教育を一層充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。

③ 特別活動の充実

「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、望ましい集団づくりに努める。

④ 人権が守られた学校づくりの推進

生徒会活動において、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロ県民運動」への参加を通して、いじめについて理解を深め、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、生徒同士で悩みを相談し合うなど、生徒の主体的な活動を推進する。

⑤ 教職員の研修

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、平素から教職員全員の共通理解を図り、自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人ひとりが人権感覚を磨くとともに、生徒への指導に細心の注意を払う。

⑥ 保護者・地域との連携

P T A総会や学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロ県民運動」への参加を促し、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。

⑦ 警察や行政等との連携

警察や行政等と連携し、ネットいじめにつながるコンピュータや携帯電話、スマートフォンなど家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう研修会を実施するなど啓発に努める。

3 いじめの早期発見に向けて

日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。また、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

＜早期発見のための手立て＞

- ① 学級担任をはじめ、保健室や生徒サポートルームでの相談等、生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるように配慮する。
- ② 毎週1回程度開催される学年会で情報交換をするなど、必要に応じて気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ③ 生徒との面談や生徒・保護者・学級担任による三者面談等、教育面談期間を学期に一度設定する。
- ④ 教職員が情報共有できる体制を整える。
- ⑤ 生徒が安心していじめを訴えられるような、いじめの実態を把握するための調査を、定期的及び随時実施する。
- ⑥ 生徒、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。

4 いじめの早期解決に向けて

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめられた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ② いじめの情報を共有し、生徒指導部が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。
- ③ いじめの事実確認の結果、被害・加害生徒の保護者に連絡をとり、必要に応じて、県教育委員会に報告し、派遣を受けるなど、外部専門家とも連携をとる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

(2) 生徒・保護者への支援

- ① いじめられている生徒の保護者及びいじめている生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ② いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ③ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・支援する。
- ④ いじめた生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して継続して指導・援助に当たる。

(3) インターネット・SNS等を通じて行われるいじめへの対応

- ① インターネット・SNS上のいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有し、教育委員会と連携しながら、速やかに当該いじめに関わる情報の削除を求める等の対応を行う。
- ② 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に助言を求める。

(4) 解決後の指導・助言

- ① 単に謝罪のみで解決したものとする事なく、①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月）継続していること、及び②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと確認された時、いじめが解消している状態であると判断する。なお、いじめ類似行為にあたっては、①により解消を判断する。
- ② 双方の生徒及び回りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

(1) 報告、通報

県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。

(2) 連携

当該いじめの対処については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ・不登校対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。

(3) 調査実施

当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。

(4) 調査結果

いじめられた生徒や保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。

(5) 保護者説明会

当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。

(6) 再発防止

いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止等をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。